

# 福津市景観計画 改訂の概要

都市整備部都市計画課

## 1. 太陽光発電設備に関する事項の追加(本編 P.39,43,44,47,48)

宗像市の景観計画の変更内容に合わせ、世界遺産の緩衝地帯における太陽光発電設備に関して、景観形成基準に追加するものです。ただし、陸屋根に設置する場合についての基準は省いています。

(建築設備)

・太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする

・太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する

(その他工作物)

・太陽光パネル及びフレームの色彩は、低明度、低彩度、低反射のもの、附属設備は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する

## 2. 津屋崎千軒区域における附属建築物に関する屋根形状の基準緩和(本編 P.38)

現在の基準ではカーポートや倉庫など附属建築物も勾配屋根にする必要があるため、基準を緩和するものです。

(建築物)

・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根(切妻、入母屋、寄棟など)を採用する(延べ床面積 30 m<sup>2</sup>以内かつ高さ 3m以下の附属建築物(カーポート、倉庫など)はこの限りでない)

## 3. 重点区域候補地に「宮地嶽神社参道周辺区域」を追加(本編 P.50,55)

いわゆる「光の道」周辺を景観重点区域の候補地に追加するものです。地域全体の機運が高まったタイミングで対応できるようにするため、まずは重点区域候補地に位置付けます。

## 4. その他

文章、図に関し時点修正を行います。

### ○改訂後の景観形成基準適用日

令和8年10月1日(予定)

### ○パブリックコメント実施期間

令和8年4月6日～5月6日